資料 2

名 称	教育氢	委員会		委員数		(教育 地教行	長含む) 法3)	任		4 年 (再任可) (地教行法 5)			
設置目的 (根拠条文)	教科書 社会教	育委員会は、特 書その他の教 教育その他教 自法180の8)	材の取扱及	び教育職員	員の身	分取扩	及に関す	「る事剤	务を行し	ハ、並びに			
職	反映でする	育行政の政治 するため、教 者を教育委員: を決定してい	育、学術及 会の委員と	び文化に	関する	見識を	ともち、	幅広し	い知識	や経験を有			
活動状況	会	会 議 開 催 会議以外の行事等 県議会対応 その他の活動											
(H21)	(原則 日、た	会 月2回 毎月第1·3金曜 だし議会本会 中は除く) 20回開催	各種意見交	念式、卒業式、 換会等 員長29回 員 15回 会対応分除く。)	開閉会議会本	議会本会議 (臨時会含む。) 開閉会行事・代表質問出席 委員長17回 議会本会議一般質問・文教委 員会出席 委員 10回							
	アミ	特定の事項について、委員同士の研究討議等を行っている。											
委員毎の			委員毎の)活動状況	(平成	21年度	Ę)	[3		22. 6. 1現在〕			
活動状況 	区分	氏名	職業等	報酬 ∫		会議	行事 等	回数 (計)	日数 (計)	備考			
	委員長	松田 欣也	会社役員	204,	300	20	28	48	45	委員長 H22.2.2.24~ H23.2.23			
	委員	橋本 信子	大学教授	165,	600	18	24	42	36				
	委員	高橋 香代	大学教授	165,	600	16	20	36	32				
	委員	大原謙一郎	法人役員	165,	600	17	20	37	33				
	委員	中島 義雄	会社役員	165,	600	17	39	56	49	委員長 H21.2.24~ H22.2.23			

主な行政 権 限

(根拠条文)

- 1 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- 2 学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
- 3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関するこ と。
- 4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退 学に関すること。
- 5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、 厚生及び福利に関すること。
- 10 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 11 学校給食に関すること。
- 12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 13 スポーツに関すること。
- 14 文化財の保護に関すること。
- 15 ユネスコ活動に関すること。
- 16 教育に関する法人に関すること。
- 17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(地教行法23)

(上記の説明)

上記事務の一部は教育長の専決となっているが、次の事務については、比較的 軽易な事項を除き、教育委員会の議決が必要である。

- 1 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 3 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止、県立学校の課程、学科、専攻科及び別科の設置及び廃止並びに県立学校の通信教育の開設及び廃止に関すること。
- 4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに県費負担教職員の任免その他の人事に関すること。
- 5 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- 6 地教行法二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 7 県立学校その他の教育機関の敷地の設定又は変更に関すること。
- 8 県立学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- 9 県立学校の生徒の定員に関すること。
- 10 教科用図書の採択に関すること。
- 11 岡山県文化財保護条例による文化財の指定及び解除に関すること。
- 12 教育に関する法人の監督及び解散命令に関すること。
- 13 教育に関する公益信託の引受けの許可及び監督に関すること。
- 14 条例で設ける各種委員会等の設置及び廃止並びに委員の任命及び委嘱に関すること。
- 15 市町村の教育事務についての是正の要求、是正の勧告及び是正の指示に関すること。
- 16 教育委員会を当事者とする訴訟及び不服申立てに係る方針その他重要な措置 (職員を代理人に選任することを除く。)並びに教育委員会に対する不服申立て に関すること。
- 17 岡山県行政情報公開条例に基づく公文書の開示の可否の決定に関すること。
- 18 岡山県個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の可否の決定に関すること。
- 19 その他教育委員会の特に指定した事項に関すること。

委員選任 · 要 件 及

(根拠条文)

- ・ 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術 及び文化に関し識見を有するもの。(地教行法4①)
- ・ 破産者で復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者は委員となることができない。(地教行法4②)
- 委員の定数の2分の1以上の者が同一政党に所属することとなってはならない。 (地教行法4③)
- ・ 年齢、性別、職業等に偏りが生じないよう配慮するとともに、保護者である 者が含まれるようにしなければならない。(地教行法4④)

委員選任方法

(根拠条文)

・ 地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。(地教行法4①)

委員に課 される義 務・制限 (根拠条文)

- 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。(地教行法6)
- ・ 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなった場合は失職する。(地教行法9①1二)
- 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。 (地教行法11①)
- ・ 委員は法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表 する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。 (地教行法11②)
- ・ 委員は政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をして はならない。(地教行法11⑤)
- ・ 委員は当該地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人 又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは 監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。 (地自法180の5⑥)

その他

名 称	選挙管	 管理委員	 会		委	員 数	4 名 (地	 名 !自法181	2)	任	期	4年(再任可 :選挙で選出) (地自法183①)
設置目的	地方位		本が処理									リ、当該普通 を管理する。
職	でいまする。	ることが 選挙管理 対が管理 るの能し	から、 理委員会 理執行 生がある り多くの	その管理報 会は、選挙 ける選挙 るため、常	執行に 学の選問で 常には 対対に	こ当一直るで異まで表ででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででで<l>でででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででで</l>	o 理 義 の 明 も は も も も も も も も も も も も も も	は、特に 執行を行 を お出 決た が た が た が た が た が た た た の た の た の た の	で また	は対応が 務がある 制立なて の各種選	が常し、が常に 加いいい がいい かいいい かいいい かいいい かいい かいい かいい かいい か	ためのもの 求められて えて県及び の申立がな おける低投
活動状況 (H21)	会	議開	催	会議以外	小の 行	宁事等		県議会	対応		その何	也の活動
(HZI)	委員 4回 (その他、選挙争訟へ事務局職員								委員長 6回 委員 4回 、議会質問や への対応など、 員からの相談 受けている)			
	イ 連会 候 表 し も も も も も も も も も も も も も も も も も も	受合等は はいい はい はい はい 出い 出い 出い 出会委員	全都が発見が受ける。	首府県の選 所県の 中である 田の 田の 田の 選会 は 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の	選出 挙 すい登録 に当るる。	管理委員 するほか いては 選証 まか、	員 会 大 リ は 与 問 の の は う で り に り り り り り り り り り り り り り り り り り	が組織する 県選挙を 選挙長り はこの はこの はこの はこの はこの はこの はこの はこの	ける「都 管理を選べ ないでした。 だあった	那道府県 耐会 長る 職る で場合	県選挙 主催す 条代理	管理委員会 る各種説明 者として立 委員会を代 している。
委員毎の 活動状況		Γ		委員毎0	の活動	助状況	(平月	t21年度	E)	[]	長員はト	22. 6. 1現在〕
70 33 1770	区分	氏	名	職業領	手	報酬月 (カット名		会議	行事 等	回数 (計)	日数 (計)	備考
	委員長	岡本	研吾	会社役員		165,	600	10	19	29	25	10/2改選
	職務代理者	長谷月	川知子	一級建築	- 全士	132,	300	12	14	26	24	10/2改選
	委員	藤枝	薫	元県職員	1	132,		12	17	29	27	
	委員	安倉	孝弘	弁護士		132,	300	6	6	12	11	10/2補充
		水川	武司	弁護士				4	6	10	9	9/2死亡

主な行政 権 限

(根拠条文)

- 1 衆議院議員選挙、参議院議員選挙、知事選挙、県議会議員選挙、海区漁業調整委員会委員選挙、土地改良区総代選挙等の管理執行及び助言(公選法5、漁業法88、土地改良法施行令5)
- 2 最高裁判所裁判官国民審査の管理執行(最高裁判官国民審査法58)
- 3 市町村が管理執行する選挙助言事務(地自法245の4①)
- 4 選挙啓発に係る事務(公選法6)
- 5 政治資金規正法、政党助成法に係る事務(政治資金規正法6 ほか)
- 6 直接請求に係る事務の管理執行及び助言(地自法186)
- 7 選挙争訟に係る事務(公選法202ほか)
- 8 国民投票の管理執行(憲法改正手続法150)

- ア 公選法をはじめ、各種法令によって県選挙管理委員会が管理することとなっている選挙等を執行するほか、市町村が管理する選挙については、主に選挙制度に関する助言を行う。
- イ 選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、選挙に際しての投票の方法、選 挙違反その他選挙に関し必要な事項を選挙人に周知するための各種研修会や事 業を実施する。
- ウ 政治団体の届出の管理、政治資金収支報告書の受付及び集計、公表、政党交 付金の使途に関する報告書の形式審査等を行う。
- エ 知事や県議会議員の解職請求、県議会の解散請求がなされた場合の直接請求 事務を管理するとともに、市町村選管の事務に対し、助言を行う。
- オ 市町村及び県が管理する選挙の結果に異議申出、審査申出があった場合に、 選挙の効力又は当選の効力について審議し、裁決又は決定を行う。
- カ 国民投票法が平成22年5月に施行されたことに伴い、国民投票事務の管理に 必要な規程を整備するとともに、国民投票事務を管理する。

委員選任 要 件

1 選挙権を有し、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者であること。(地自法182①)

(根拠条文)

2 選挙、投票、国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は委員となることができない。(地自法1824)

委員選任

1 委員は、県議会において選挙される。(地自法182①)

方 法

(根拠条文)

- 2 委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。(地自法187①)
- 3 委員長の職務代行者は、委員長が指定した委員とする。(地自法187③)

される義務・制限(根拠条文)

- 委員に課 1 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一のされる義 行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5⑥)
 - 2 委員は、2人が同時に同一の政党、政治団体に属してはならない。(地自法18 2⑤)
 - 3 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。(地自法 182⑦)
 - 4 県議会における選挙結果に不服を申し立て又は出訴した場合、委員は裁決又 は判決が確定するまではその職を失わない。(地自法183④)
 - 5 失職事由(選挙権を有しなくなったとき/県に対しその職務に関する請負をする者又は法人の取締役等になったとき/選挙、投票、国民審査に関する罪を犯し刑に処せられたとき)に該当するときは、委員はその職を失う。(地自法18 4①)
 - 6 罷免事由(心身故障又は非行があった場合、県議会はその議決により委員を 罷免できる)に該当する場合を除き、委員は意に反して罷免されない。(地自法 184の2)
 - 7 委員長が退職しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。(地自法185)
 - 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。(地自法185の2)
 - 9 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。(地自法189②)
 - 10 委員は、在職中、選挙運動をすることができない。(公選法136)
 - 11 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6)

その他

選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。(地自法192)

名 称	人事委員	会委	員 数	3名	也公法第9条	o 2 (1)	任		4 年 (再 (地公法第	任可) 9条の2⑩)			
設置目的	企画、3 務条件	€員会は、別 対案、勧告等 に関する措置 必要な措置を	を行い、 の要求】	職員の 及び職員	の競争試験 員に対する	及び選表 不利益処	きを実 処分を署	色し、3	並びに耶	戦員の勤			
職	っている ど行う#	人事委員会は、中立的かつ専門的な人事機関として,給与についての勧告を行っているほか、県職員の採用試験、懲戒処分についての不服申立に対する裁決など行うため、人事委員は、専門的かつ中立的な立場で、人事行政の公正、妥当性を確保することを任務とすることから、非常に重要な職責を負っている。											
活動状況	会訓	会 議 開 催 会議以外の行事等 県議会対応 その他の活動											
(H21)	年32回 (平均 2	2 時間)		員長	26回 约20回	委員	長 18回 員 9回 0答弁は	1					
	ア 人 会 の名 長が打 容にて そ	(上記の説明) 7 人事委員会の開催は、人事委員会議事規則第1条において「岡山県人事委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があったとき、委員長が招集する。」と規定されているが、実際には、議案の有無、緊急性及び内容について事務局で考慮し、各委員の日程を調整した上で開催している。その結果、平成21年度は32回の開催となっている。委員会は、通常午前10時から約2時間開催している。											
	臨時会 協議会 合との	員会以外の活 会へ出席し答 会、十五都道 D会見(年1 内20回となっ	弁など(府県人 ^薬 回)、ロ	の対応か 事委員会 頭審理	や全国人事 会協議会の	委員会 総会等と	重合会、 出席(名	中国 ⁵ 子1回)	地方人事 、職員	事委員会 労働組			
	で職員	案の検討資料 員が出向き、 本的には、口 る。	検討資料	料を説明	明し、事前	に検討し	ていけ	こだい	ている。				
		§員には、県 倹者の口述試				あたって	ては、氢	委員 1 .	人につき	き約30人			
委員毎の 活動状況			委員毎(の活動物	犬況(平成	21年度)		〔委	員はH22.	6.1現在〕			
/ロ <i>サ</i> リ゙ア八 <i>が</i> 。	区分	氏名	職	業等	報酬月額(カット後)	会議	行事 等	回数 (計)	日数 (計)	備考			
	委員長	村上 行範	元県	:職員	204, 300	32	26	58	49				
	委 員	佐藤 園	大学	教授	165, 600	32	17	49	35				
	委 員	西田 秀史	弁訓	養士	165, 600	32	20	52	46				

主な行政 権 限 (根拠条文)

- 1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- 2 給与、勤務時間その他の勤務条件等職員に関する制度について絶えず研究を 行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- 3 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
- 4 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

(地公法第8条①)

(上記の説明)

- ア 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権が制約されていることに対する 代償措置として設けられ、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇 を確保することを目的としている。そのため、この給与勧告は、県職員の給与 決定について非常に大きな役割を果たしている。
- イ 例年、勧告時に、給与等勤務条件に係る調査結果として、職員給与や民間給 与についての実態調査の結果などを報告している。
- ウ 専門的な人事機関として、職員の採用に当たっては、成績主義の原則や平等 取扱いの原則の下、不特定多数の者から能力実証を行って選抜するため、公正、 公平に県職員、警察官、警察事務職員、市町村立小・中学校事務職員及び身体 障害者対象の県職員採用試験を実施し、合格者を決定し、採用候補者名簿を作 成している。また、特定の者が特定の職につく適格性があるかどうかを確認す る方法として、採用・昇任の選考を実施している。人事委員会の試験は、県職 員等の人材確保の面で大きな役割を果たしている。
- エ 不利益処分についての不服申立制度は、任命権者から懲戒処分など不利益な 処分を受けた職員から不服申立てがあった場合に、第三者機関である人事委員 会が、審査を行い、当該不利益処分が適法、妥当であれば、処分を承認し、違 法・不当であれば、取消又は修正する裁決を行う。
- オ 勤務条件に関する措置要求制度は、労働基本権を制約された代償として、職員の勤務条件の適正を確保するため、職員が勤務時間その他の勤務条件に関し当局により適当な措置がとられるべきことを要求することを職員の権利として保障するもので、こうした措置要求について、人事委員会が審査し、必要に応じて勧告を行う。

なお、人事委員会は市町村等の公平委員会の事務を受託している。 (現在の受託地方公共団体は10市、10町、2村、41一部事務組合の計63団体)

委員選任 要 件 (根拠条文)

1 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に 理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから選任する。

(地公法第9条の2②)

2 委員の選任については、委員のうちの2人が、同一の政党に属する者となる こととなってはならない。 (地公法第9条の2④)

委員選任 方 法

1 委員は、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(地公法第9条の2②)

(根拠条文)

- 2 人事委員会又は公平委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければなら ない。 (地公法第10条①)
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する。 (地公法第10条③)

委員に課 される義 務・制限 (根拠条文)

- 1 欠格事項に該当する者(①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで 又はその執行を受けることがなくなるまでの者、②当該地方公共団体において 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者、③政府を暴力 で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者) は委員になることはできない。 (地公法第9条の2③)
- 2 罷免事由(委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職務上の義務違反、非行があった場合、若しくは2人以上が同一の政党に属することとなった場合、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免する。)に該当する場合を除き、意に反して罷免されない。 (地公法第9条の2⑦)
- 3 委員は、失職事由(①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は その執行を受けることがなくなるまでの者、②地方公務員法(第5章)に規定 する罪を犯し刑に処せられた者、③政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者)に該当するに至った場合は、 その職を失う。 (地公法第9条の2⑧)
- 4 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員の職 を兼ねることができない。 (地公法第9条の29)
- 5 委員には、地方公務員法上の服務関係規定の一部が準用される。

(地公法第9条の2億)

- (①服務の根本基準(地公法第30条)、②服務の宣誓(地公法第31条)、③法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法32条)、④信用失墜行為の禁止(地公法第33条)、⑤秘密を守る義務(地公法第34条)、⑥政治的行為の制限(地公法第36条)、⑦争議行為等の禁止(地公法第37条))
- 6 委員は、当該地方公共団体に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の取締役等たることができない。 (地自法第180条の5⑥)

その他

人事委員会は、人事委員会の処分又は裁決に係る地方公共団体を被告とする抗告訴訟について、当該地方公共団体を代表する。 (地公法第8条の2)

名 称	監査委	5員		委員		学 勤1名) 195②)	任	期 4		委員)(再任可) 自法197)				
設置目的	の経営	営に係る	事業の	地方公共団体)管理を監査す こついて監査を	るほか、	必要がある	ると認め	るとき	は、普通					
職	決れが お 随 け い 時 り 時 り 時	検査報告 の後した。 りようない これまで 見直しを	まにおい 県独自 ことによ で以上に 行いな	に厳しい状況下 いて、国庫補助 の調査でも同 り、公正な行則 監査の重要性 がら、効果的・ 監査内容の充	事業に係様の事例 オ政運営に対対増して効率的に	る事務費(が判明した に対する県 いるため 監査を進	の不適」 こことに ! 民の関 、監査の めること	Eな経り、多 より、多 心は一 としてし	理処理等	等が指摘さ]庫返納金 まってきて まについて				
活動状況	会	会 議 開 催 会議以外の行事等 県議会対応 その他の活動												
(H21)	_	事業概要聴取、委 平均 約1時間30分 事業概要聴取、委 員監査、委員講 評、出納検査等 対応するが、代理す ることもありうる) 会都道府県監査委員 協議会連合会総会、 中国五県監査委員協 議会等												
	(上言	己の説明	月)											
	ア 雰													
				「庁の定期監査 「が出席して行			日平均	4時間	30分要し	」、監査結				
				議会については f要約1時間30		ンて毎月 請	養会の常	住委員	員会開催	目の午後				
				中の常任委員 検査を行って				「直接関	関係機関	関から説明				
				3前(5月下旬) で7時間を要し		関係課か	ら事業権	既要聴〕	取を行っ	っており、平				
				員は東京都で 国五県監査委!										
委員毎の				委員毎の活動	助状況(平	7成21年度	₹)	[]	委員はH2	22. 4. 1現在〕				
活動状況	区分	氏	名	職業等	報酬月額(カット後)		行事	回数(計)	日数 (計)	備考				
	委員	大森	礼子	弁護士	233, 10	0 13	31	44	41					
	委員	鈴木	一茂	県議会議員	97, 20	0 12	27	39	36					
	委員	小野	泰弘	県議会議員	97, 20	0 11	23	34	32					

※会議には、決算特別委員会及び主要事業説明会を含む。

主な行政 権 限

(根拠条文)

- 1 財務事務に関する定期監査(毎会計年度少なくとも1回以上、期日を定めて実施) 及び随時監査(必要があると認めるときはいつでも)の実施(地自法199④⑤)
- 2 行政監査(必要があると認めるとき)の実施(地自法199②)
- 3 財政的援助団体等の監査(必要があると認めるとき、又は長の要求があるとき) (地自法199⑦)
- 4 住民の監査請求による監査(地自法242①)
- 5 出納検査(毎月例日を定めて実施)(地自法235の2①、地公企令22の5)
- 6 普通会計、公営企業会計及び基金の決算審査(地自法233②③④、241⑤⑥、地公 企法30②)
- 7 財政健全化審査(財政健全化法3①②、22①②③)

- ア 監査は、①事務局による事前調査、②事前調査結果の代表監査委員への報告、 ③監査委員への監査資料等の事前提出及び検討、④委員監査の実施及び講評、⑤ 監査結果の確定及び公表、⑥措置結果の公表、という流れで実施する。
- イ 行政監査については、毎年特定のテーマを定めて実施している。
- ウ 県が出資・出捐している団体、県費単独補助金を交付している団体、貸付金貸付 団体及び公の施設の指定管理団体(財政的援助団体等)に対する監査は、監査委員 協議会において、毎年実施計画を定めて計画的に実施している。
- エ 住民監査請求に対しては、請求のあった日から60日以内に監査及び勧告を行わなければならないこととなっているが、平成21年度は請求がなかった。 (平成20年度は2件)
- オ 出納検査は、原則として毎月25日に出納局及び企業局を対象に行っている。
- カ 知事から審査に付された普通会計及び地方公営企業の決算並びに基金の運用状況について関係書類を審査し、審査意見書を作成して知事に提出している。
- キ 知事から審査に付された前年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業の資金 不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、審査意見 書を作成して知事に提出している。

委員選任 要 件

(根拠条文)

- 1 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(識見委員)及び議員(議選委員)のうちから選任する。 (地自法196①)
- 2 識見委員のうち1人以上は、当該普通地方公共団体の常勤の職員(再任用短時間 勤務職員を含む)でなかった者でなければならない。(地自法196②)
- 3 識見委員のうち1人以上は、常勤としなければならない。(地自法196⑤)
- 4 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹 の関係にある者は、監査委員になることはできない。(地自法198の2)
- 5 公職選挙法11①又は11の2に該当する者(成年被後見人/禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者/禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)/公職にある間に犯した刑法等の罪の執行を終わった日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者/選挙、投票及び国民審査に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者/公職にある間に犯した刑法等の罪の執行を終わった日から5年を経過した者で、当該5年を経過した日から5年間を経過していないもの)は、監査委員になることができない。(地自法201、164①)

委員選任 方 法 (根拠条文)

- 1 委員は、議会の同意を得て知事が選任する。(地自法196①)
- 2 監査委員は、識見を有する者のうち1人を代表監査委員としなければならない。 (地自法199の3①)
- 3 代表監査委員の職務代理者は、代表監査委員が指定する委員とする。(地自法199 の3④)

委員に課 される義 務・制限

(根拠条文)

- 1 有権者の3分の1以上の連署で、知事に委員の解職請求が可能。議員の3分の2 以上が出席した議会で、その4分の3以上の同意があれば委員は失職。(地自法86 ①、87①)
- 2 委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、会計管理者になることはできない。(地自法169)
- 3 委員は、県に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は同一の行為を する法人の取締役等たることができない。(地自法180の5⑥)
- 4 委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることはできない。(地自法196③)
- 5 罷免事由(心身故障又は非行があると認めるときは、知事が議会の同意を得て罷免)に該当する場合を除き、意に反して罷免されない。(地自法197の2)
- 6 委員は、退職しようとするときは、知事の承認を得なければならない。(地自法19 8)
- 7 委員は、職務を執行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。(地自法198の3①)
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。(地自法198の3②)
- 9 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に 関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事 件については、監査することができない。(地自法199の2)
- 10 委員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。(地自法201、141①)
- 11 委員は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は公安委員会の委員と兼ねることができない。(地自法201、166①)
- 12 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職と兼ねることができない。 (地教行法6)

その他

代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする 訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。 (地自法199の3③)

名 称	公安委	員会	委員数 5 4	名 警察法38②)	任	期 3	年 [2 回	に限り 警察法	
設置目的				₹を管理し、 ざる。(地自注					
職	じすままま	民目線での 重要性を増 、警察法に においても	意見・提言等 している。 より、厳格に 常に身を律す	多様化する を行うこと 信用失墜行 べき環境に	が求め 為の禁 置かれ	られて 止や守 ており	おり、 P秘義剤 J、緊急	その	職責はま せられ、 発生時に
	維持す 更に	ることが求る、公安委員:	められている 会の行う行政	ととなり、 の。 な措置や苦情 の可能性も高	処理、	各種規	見制にす	下満を:	抱く者か
活動状況 (H21)	会	議開催	会議以外	の行事等	県議会	対応	そ	の他の)活動
(1121)		毎週木曜 (36回開催) 2時間56分	署長会議、 会、式)、施言 業、力 特地視察、 勲伝達式等	入校式(卒 设等視察、 慰霊祭、叙	常任委	4回 員会 7回	ァクシ よる連	ミリ備絡体制)電話、フ 情え付けに 引を整備 战告受理
	ア物と行会と	業等の監督で、 を見いでででいる。 というでは、 をいるででででいる。 というでは、 というでも、 というでも、 というでも、 というでも、 というでも、 というでも、 というでも、 というでも、 というでも、 というでも、 というでも、 というでも、 とっと とっと とっと とっと とっと とっと とっと とっと とっと とっ	等、県民生活 おける事件、 組織や人事 を決定し、警	通規制、犯 に関わりび 事理及の状況 管察の 業務 事 で で で で で で で で で で の き で の き で の き で の き き き き	る数字 書発に反	くの行の状況 いて報 せさせ	政事務 は、 と と と と と で い る る る る る る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る る る る	らを処式である。 では、なる。 なった。	理するととが会とが、会に、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは
	警長で行っ	を適正に管理議(年3回) 講演活動、 でいる。	理するための への参加、 各種競技会へ)様々な活動)活動を行っ 現場警察官 の出席、士	ている との意 気高揚	。一例 見交換 対策と	として をはし して機	、県 ⁻ シめ、警 と動隊で	下警察署 警察学校
	委員 エーで あ	会連絡会議 委員会委員 に、県議会 り、その負	(年2回)に との意見交換 対応は、全国 担は非常に大	「区内公安委」 参加し、警覧を行ってい 「平均22.1回(できい。	察の管 る。 の 2 倍、	理方法 以上の	等につ出席回	oいて、]数(á	と国最多)
	安委 (2 委員	員5人のうう 人は政令市	ち3人は備前 推薦)。また 加できるよう	に広く反映 「、備中、美 、定例会以外 、可能な限	作のブ トの行事	ロック stにつ!	から選 いては	鬘定され 、効率	れている 的に公安
委員毎の 活動状況			委員毎の活	動状況(平	成21年)	〔委員	はH22.	6.1現在〕
/ 泊 刬 仏 沉	区分	氏名	職業等	報酬月額(カット後)	会議	行事等	回数	日数 (計)	備考
	委員長	多胡 幸郎	合資会社多胡本 酒造場代表社員	家 223,000	36	39	75	66	H21.10.11 から委員長
	委員	難波 正義	㈱アステア代表 締役会長	取 180,900	36	64	100	79	H21.10.10 まで委員長
	委員	佐藤 芳子	岡山県金融広報 員会金融広報ア バイザー	季 180,900	35	55	90	70	
	委員	正野 隆士	ミサワホーム中 ㈱特別顧問	国 180,900	20	20	40	29	H21.6.4 就任
	委員	野﨑 泰彦	ナイカイ塩業(株 表取締役社長	代 180, 900	21	25	46	35	同上

主な行政 権 限

(根拠条文)

- 1 公安委員会は、岡山県警察の事務について、その運営の大綱方針を定める。(岡山県公安委運営規則 2 ①)
- 2 法令又は条例の特別の委任に基づく公安委員会規則の制定(警察法38⑤)
- 3 都道府県警察の事務又は職員の非違に関する監察の指示(警察法43の2①)
- 4 公安委員会の運営に関する事項の決定 (警察法45)
- 5 警察本部長の任免に関する同意(警察法50①)
- 6 警察本部長の懲戒及び罷免の国家公安委員会に対する勧告(警察法50②)
- 7 警察署協議会の委員の委嘱(警察法53の2③)
- 8 警察本部長以外の警視正以上の階級にある警察官の任免についての同意、 その他職員の任免についての意見(警察法55③)
- 9 警察本部長以外の警視正以上の階級にある警察官及びその他職員に対す る懲戒又は罷免についての勧告(警察法55④)
- 10 都道府県警察の組織の細部に関する公安委員会規則の制定(警察法58)
- 11 警察庁又はその他の都道府県警察に対する援助の要求 (警察法60①)
- 12 管轄区域の境界周辺における事案の処理に関し関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼす場合において、当該関係都道府県警察と協議すること(警察法60の2)
- 13 移動警察等に関し、警察官が関係都道府県警察の管轄区域内において職 権を行う場合において、当該関係都道府県警察と協議すること(警察法66)
- 14 都道府県警察の職員の職務執行に係る文書による苦情申出の受理 (警察 法79②)
- 15 上記のほか、個別の法律の規定に基づき、公安委員の権限とされた事項 の主なものは、次のとおり。
 - ① 道路交通法に基づくもの(道路における交通規制、運転者の遵守事項 ・道路における禁止行為の設定、運転免許等)
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づくもの(風俗営業の許可、性風俗特殊営業等の届出の受理、営業停止等の監督措置等)
 - ③ 質屋営業法及び古物営業法に基づくもの(質屋・古物商・市場主の許可)
 - ④ 警備業法に基づくもの(警備業の認定、機械警備業務の届出の受理)
 - ⑤ 銃砲刀剣類所持等取締法に基づくもの(銃砲刀剣類の所持許可、銃砲 等の仮領置、指定射撃場の指定)
 - ⑥ 火薬類取締法に基づくもの(火薬類の運搬の届出の受理・指示、猟銃 用火薬類の譲渡等の許可)
 - ⑦ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 に基づくもの(犯罪被害者等給付金支給の裁定、仮給付金支給の決定)
 - ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づくもの(指定暴力団の指定、暴力的要求行為等に対する措置命令、対立抗争時の事務所の使用制限命令、加入の強要等に対する措置命令、事務所等における禁止行為に関する措置命令)
 - ⑨ ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくもの(禁止命令、仮の命令に伴う意見の聴取)

- ア 公安委員会は警察の政治的中立性と民主的管理を目的として、県民の良 識を代表する者により構成される合議制の機関である。
- イ 公安委員会は、県警察の事務の処理が大綱方針に適合していないと認めるときは、岡山県警察本部長に対し、大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をすることができる。
- ウ 職務上、常時連絡体制・公務優先制に加え、セキュリティへの配意が必要となるなど重責である。
- エ いわゆる警察職員の不祥事案については、事実関係や処理方針等を警察 から報告を受け、必要に応じて個別・具体的な改善の勧告や監察の指示を 行うこととされており、再発防止対策の推進状況を検証するなど、適切な 管理を行っている。
- オ 災害等発生時には、警察庁や他の都道府県警察への援助要求の手続きを 進める必要があることから、こうした緊急事案に備えて連絡体制を確立し ておく必要がある。

委員選任 要 件

1 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者の中から選任する。(警察法39①)

(根拠条文)

- 2 任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者 の中から選任する。(警察法39①)
- 3 副知事、副市町村長は、公安委員会の委員を兼ねることはできない。(地 自法166①)
- 4 委員の任命については、2人以上が同一の政党に所属することとなって はならない。(警察法39③)

委員選任 方 法

(根拠条文)

- 1 委員は、豊富な経験と高い見識を持つものから選任し、知事が県議会の同意を得て任命するが、指定県では5人の委員のうち2人を、当該指定都市の市長が市議会の同意を得て推薦した者を知事が任命する。(警察法39①、38②)
- 2 委員長は、委員が互選する。(警察法43①)
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。(県公安委運営規則8)

委員に課 される義 務・制限 ^(根拠条文)

- 1 破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられた者は委員となる ことはできない。(警察法39②)
- 2 委員は、失職事由(破産者で復権を得ない者/禁錮以上の刑に処せられ た者/都道府県の議会の議員の被選挙権を有しない者)に該当する至った 場合は、その職を失う。(警察法41①)
- 3 罷免事由(心身故障又は非行があった場合若しくは2人以上が同一政党所属者となった場合、知事が議会の同意を得て罷免)に該当する場合を除き、意に反して罷免されない。(警察法41②③⑤⑥)
- 4 委員には、地方公務員法上の服務関係規定の一部が準用される。 [服務の根本基準(地公法30)、服務の宣誓(地公法31)、法令等及び上司 の職務上の命令に従う義務(地公法32)、信用失墜行為の禁止(地公法33)、 秘密を守る義務(地公法34)、営利企業等の従事制限(地公法38①)(警察 法42①)]
- 5 委員は、県・市町村議会の議員、常勤の職員及び短時間勤務職員の職を 兼ねることができない。(警察法42②)
- 6 委員は、政党、政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしては ならない。(警察法42③)
- 7 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5⑥)
- 8 委員は、監査委員と兼ねることができない。(地自法201、166①)
- 9 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法 6)
- 10 委員は、在職中、海区漁業調整委員会の公選委員の候補者となることができない。(漁業法87④)

その他

- 1 公安委員会は、その処分又裁決に係る都道府県を被告とする抗告訴訟に ついて、当該都道府県を代表する。(警察法80)
- 2 岡山保護司選考会委員に委員長が委嘱されている(保護司の選考に関す る規則3)

名 称	労働委員会		委	員 数	15名 (労組法19の12)	任期	2年 (労組法19の12)
設置目的 (根拠条文)	的な行政機関であり ①不当労働行為の報 仲裁を行う機能の二	リア できる とうしょう できる とう できる のい 通うの い 通うの の しょうできる のい しょうできる かい かい しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく いんしょう しょく いんしょう しょく かいしょう しょく かいしょう しょく	法19(にという) とととのではしるが	①②となるでは、1つの	「る機能と、②労働 「政機関である。 に対する救済を図る ある迅速かつ簡易な である。本来、労働 と的な解決が困難な	202の23 争議のあっ こ子続いとにより 争場合にあ)、大別して っせん、調停、 たのは、裁判 り、団結権の 東紛争は、労働
職	あっせん等を行う記 公益、労働者及び	周整機能で が使用者の 社会的法院 が使関係	を有で り代表 台国家	する独立 表の各 5 家を支え の解決 3	5名の計15名で構成 える準司法的機関と を担当し、また、第	がある。 だされてい。 して、不	る。 当労働行為事
活動状況 (H 2 1)	会議開催	会議以外	ኑ の1	行事等	県議会対応	その	他の活動
	定例総会 月1回(12回) 公益委員会議 月1回(12回)	労件個理審全議 的事 (長員	(1 労使系 (1 キ(ブロ・	2回) 分争処 0回) 4回) ック会	出席なし	事件に付合せや、	ん事件・審査 系る検討・打 事務局職員 相談等を随時 いる。
	まれる。 ・	て登れて組等ようで持型っしてもなって引いて、自総す等益合の集せ平30はん1、せ員い立を間年る行にほつ員資囲団ん均分、を回各ん2るて行でとる。本はだり員資囲的買した気行の気になってでとしまっている。本は	つおいいの格の句員、い会丁の長に名をうあっれい、てみ審認分計でも長っ実員臨続の受審りていた。	るて公報で査定吏324がて施まむ審(す問)い会は益告行、告紛名か時相いで事。査(たをまる議、委をう不示争(月間談る約前)委(場月たが、)のでは、	会当等の公人で・ 1 こ 員、 1 に 動員を会当等の公人で・ 1 こ 員、 、 回適事の会員の。、行審の各事。せあ以を 使 滞度打の労会状 労為議た1件 んた内精 1 くべせ容働規況 働事すめ名を 員りに読 1 くべせ容委則や 委件るに)終 計約終し の 日スたよ員第、 員の。行を結 3 2 結争 委 をてばり	の条つ 規査 も名せ (間せ点 員 設開のの集) 関及 のして 公かてを が け催会営1ん 第び で、い 労らい据 与 てし合は項員、条方 、数る。 使5るし 委 ・1でを	A

委員毎の 活動状況		える	長員毎の活動物	犬況(平成2	1年度)		〔委	(計) 31 17 15 15 13 16 15 20 21 18 20 14 17	. 6. 1現在〕
/ 加到1人儿	区分	氏名	職業等	報酬月額(カット後)	会議	行事 等	回数 (計)		備考
	公益 委員	(会長) 上村明廣	岡山大学名 誉教授	204, 000	12	15	27	31	
		(会長代理) 香山忠志	岡山商科大 学法学部教 授 (弁護士)	165, 600	11	6	17	17	
		佐藤由美子	弁護士	165, 600	11	4	15	15	
		竹内真理	岡山大学法 学部准教授	165, 600	7	4	11	13	
		山田加寿子	社会保険労 務士	165, 600	12	4	16	16	
	労働 者委 員	向 征人	岡山県平和 ・人権・環 境労組会議 事務局長	151, 200	11	4	15	15	
		本干尾哲	日本労働組 合総連合会 岡山県連合 会事務局長	151, 200	11	9	20	20	
		柴原輝夫	JAM山陽・NT N労働組合岡 山支部特別 執行委員	151, 200	12	8	20	21	
		関之尾政義	UIゼンセン 同盟岡山県 支部長	151, 200	9	6	15	18	
		新谷博美	全天満屋労 働組合中央 書記次長	151, 200	11	6	17	20	
	使用 者委 員	上田茂	水島ゼネラ ルサービス (株)嘱託	151, 200	11	3	14	14	
		片山浩子	中国精油 (株)常務取 締役	151, 200	11	6	17	17	
		小野敏行	岡山県経営 者協会専務 理事	151, 200	12	5	17	19	
		大久保憲作	倉敷木材 (株)代表取 締役社長	151, 200	11	4	15	15	
		宮原一也	(株)宮原製 作所代表取 締役社長	151, 200	11	9	20	23	

主な行政

権 限 (根拠条文)

【調整関係】

- ① 労働争議の調整(労働関係調整法12、18、30、地方公営企業等の労働関係に関する法律14、15)
- ② 争議行為予告通知の処理・実情調査(労調法37、労働委員会規則62の2)
- ③ 個別的労使紛争に係る相談及びあっせんに関する事務(知事の権限に属する 事務の一部を労働委員会に委任する規則)

【審査関係】

- ① 不当労働行為の審査等(労組法7、27)
- ② 労働組合の資格審査(労組法5、11)
- ③ 地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示(地公労法5)

(上記の説明)

【調整関係】

- ① 労働争議(集団的労使紛争)の調整とは、労働争議が発生し、紛争が深刻化して自主解決が困難なときに、当事者からの申請に基づき、紛争解決のために適切な助力をして、争議を平和的に解決するものである。調整には、あっせん・調停・仲裁がある。あっせんはあっせん員が労使双方の間にたって、争点を明らかにし、紛争の妥結・調整に努力し、当事者の歩み寄りを図ることにより解決に努める。
- ② 公益事業に係る関係当事者が争議行為を行おうとするときには、少なくとも 10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事に対して争議行為 を予告通知する義務が課せられており、労働委員会は、当該予告通知を受理す る。
- ③ 個別的労使紛争制度は、個々の労働者と使用者との間の労働関係に関する紛争について紛争当事者からの申請に基づいて相談・あっせんを行うことにより、労使関係の速やかな安定に寄与することを目的としている。あっせんは、公労使の3名のあっせん員が、労使双方の間にたって、問題点の整理、意見の調整、助言などを行いながら、話し合いによる円満な解決に努める方法である。

【審査関係】

① 不当労働行為の審査は、使用者が労働者に対して労働基本権又はその行使について侵害を加えたときに、労働委員会が使用者に対して行政処分を通じ、その侵害の排除又は原状回復を命じる手続である。

労働委員会は、労働組合又は労働者から、使用者が労働組合法第7条各号に掲げる不当労働行為(労働者の解雇等の不利益取扱い、正当な理由のない団体交渉の拒否、労働組合運営への支配介入等)を行ったとして救済の申立てがなされたとき、その事実の有無を審査し、不当労働行為が認められる場合には救済命令を、認められない場合には棄却命令又は却下決定を発する。

なお、不当労働行為の審査は公益委員のみの権限であるが、労使の各委員は、 調査、審問や和解の手続等に参与することができる。

- ② 労働組合は、労働組合法に規定する手続に参与し不当労働行為の救済を求める場合や、法人登記のための資格証明書の交付を求めようとする場合等に、労働委員会に証拠を提出して労働組合法の規定に適合することを立証する必要がある。この手続を労働組合の資格審査といい、公益委員のみの権限である。
- ③ 労働委員会は、地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の範囲を認定し告示する。この手続は、公益委員のみの権限である。

委員選任 要 件

(根拠条文)

- ・委員の任命に当たり、使用者委員は使用者団体の推薦が、労働者委員は労働組合 の推薦が、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意が必要。(労組法19の12 ③)
- ・公益委員の任命については、2人以上の公益委員が同一の政党に属することとなってはならない。(労組法19の12④)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。(労組法19の12⑥、19の4①)
- ・国会又は地方公共団体の議会の議員は、公益委員となることができない。(労組 法19の4②)

委員選任

- 委員は、都道府県知事が任命する。(労組法19の12③)

方 法 (根拠条文)

- ・知事は、使用者委員又は労働者委員を任命しようとするときは、当該都道府県の 区域内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合に対して候補者の推薦を求 め、その推薦があった者のうちから任命する。(労組令21①)
- 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。(労組法19の12⑥、19の9②)
- ・会長の職務代理者は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により定めて おかなければならない。(労組法19の12⑥、19の9④)

委員に課 される義 務・制限

(根拠条文)

- ・公益委員は、自己の行為によって2人以上の公益委員が同一の政党に属することとなったときは、当然退職する。(労組法19の12⑤)
- ・委員は、失職事由(禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者)に該当するに至った場合には、その職を失う。(労組法19の12⑥、19の7①前段)
- ・都道府県知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、都道府県労働委員会の同意を得て、その委員を罷免することが出来る。 (労組法19の12⑥、19の7②)
- ・委員若しくは委員であつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らしては ならない。(労組法23)
- ・公益委員は、正当に加入・脱退・除名又は所属政党が変わったときは、直ちに知事に通知しなければならない。(労組令22)
- ・委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行 為をする法人の取締役等たることができない(地自法180の5⑥)
- ・教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6)

その他

- ・都道府県労働委員会は、その処分に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(労組法27の23①)
- ・「国土交通省設置法等の一部を改正する法律」により、船員地方労働委員会が廃止され、その事務のうち、船員の集団的労使紛争の解決などの事務は、平成20年10月1日から中央労働委員会及び各都道府県労働委員会に移管された。

名 称	収用多	委員会			委	員 数		名(+予備 収法52①	i委員2名 ②)) 任	期	3年 (再任可) (土収法53①③)	
設置目的 (根拠条文)	他の 2 身 有則 を予	の事務。 具体的に 対産との 受け、公	を行う。 こは、2 の調整 8 と正中立	(地自 公共事業に を図る」 3	法20 こ必要 ことを それ	2の 2 億 要な土地 を基本 と ぞれの	が 也等 <i>の</i> こし、 主張)取得に 起業者 を聞き	に関し、 針から <i>の</i> 、土地・	「公共 O収用	の利益 (明渡	る裁決その 益の増進と私) 裁決申請 川取得(明渡)	
職	てい スト 2 4	ている。円滑な土地収用により短期間で施工することができれば、トータルコストがより安価となる。 2 公平中立な第三者機関としてその利害を調整するもので準司法的な性質を有している。											
活動状況	会	会 議 開 催 会議以外の行事等 県議会対応 その他の活動											
(H21)		年10回 (必要に応じて開催) 全国会議 ブロック会議 出席なし 自宅等における審理等 内容の検討や、事務所 員からの随時の相談な											
	ア 2 ア いれ イ 財 エ 行 名 ウ 名	制度を採っている。裁決は7名全員で行う予定である。											
委員毎の				委員毎0	の活重	水沢	(平成	21年度	Ę)	[3	長員は	122. 6. 1現在〕	
活動状況	区分	氏	.名	職業等	等	報酬月 (カット?		会議	行事 等	回数 (計)	日数	備考	
	会長	平松	敏男	弁護士		97,	200	10	2	12	10		
	会長代理	藤岡	温	弁護士		79,	200	10	1	11	9		
	委員	鎌田	宣郎	不動産鑑り	定士	79,	200	10	1	11	9		
	委員	小川	節子	調停委員	Į	79,	200	10	1	11	9		
	委員	山本	幸子	一級建築	士	79,	200	10	1	11	9		
	委員	剱持	_	銀行専務取約	帝役	79,	200	7	1	8	7		
	委員	小野	絵美	弁護士		79,	200	10	1	11	9		
	予備委員	岩瀬	悦子	元県職員	Į								
	予備委員	人見	_	司法書士	-								

主な行政 権 限 (根拠条文)

- 1 裁決申請書の欠陥の補正命令と却下(土収法41)、受理(土収法42①)、明渡 裁決申立関係書類の欠陥補正命令(土収法47の3⑤)、明渡裁決申立ての受理(土 収法47の4①)
- 2 裁決申請書の送付及び土地所有者等への裁決申請の通知(土収法42①、45①)、 明渡裁決申立関係書類の送付及び土地所有者等への裁決申請の通知(土収法47 の4①)
- 3 裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記の嘱託 (土収法45の2)
- 4 審理 (土収法46②ほか)
- 5 却下の裁決(土収法47)
- 6 収用又は使用の裁決 (土収法47の2)、権利取得裁決 (土収法48)、明渡裁決 (土収法49)

- ア 上記のほか、道路法、河川法、都市計画法など土地収用法を準用している法 律もいくつかあり、これらの法律に基づく事務も収用委員会が所管している。
- イ 裁決申請があった場合、①裁決手続開始決定(受理)、②審理及び現地調査、 ③裁決書案検討、④裁決というステップで進める。申請から裁決まで少なくと も6ヶ月~10ヶ月はかかる。
- ウ 収用対象関係者から暴力や嫌がらせ、事業への反対行動など、直接委員に危害が及ぶ事も想定される(他県では実際に起こっている)。また、裁決を不服とした訴訟に委員として対応する必要がある。これらの責務を背負っての裁決を行っている以上、会議だけではなく日常的にその職責にあるといえる。

委員選任 要 件

1 法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者であること。(土収法52③)

(根拠条文)

2 欠格要件(破産者で復権を得ない者/禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者)に該当する者は、委員となることができない。(土収法54)

委員選任

- 1 委員は、県議会の同意を得て知事が任命する。(土収法52③)
- 方 法
- 2 会長は、委員のうちから委員が互選する。(土収法56②)

(根拠条文)

3 会長の職務代理者は、委員のうちあらかじめ互選されたものとする。 (土収法56④)

委員に課 される義 務・制限

(根拠条文)

- 1 委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員若しくは短時間勤務の職員と兼ねることができない。(土収法52④)
- 2 罷免事由(委員会の議決により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき/職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。)に該当する場合を除き、委員は意に反して罷免されない。(土収法55①)
- 3 委員が欠格要件(破産者で復権を得ない者/禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者)に該当するに至ったときは、当然失職する。(土収法55③)
- 4 排斥事由(起業者、土地所有者及び関係人/起業者、土地所有者及び関係人の 配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人、補佐人及び補助人/法人が起業 者、土地所有者及び関係人である場合、当該法人の取締役等職務権限を有する 者)に該当する委員は、委員として収用委員会の会議に加わり、又は議決する ことができない。(土収法61①)
- 5 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の 行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5⑥)
- 6 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。 (地教行法6)

その他

収用委員会は、収用委員会の処分に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(土収法58の2)

名 称	海区漁	業調整委員	.会	委 員 数	15名	3)	任	期		4年 (法98①)			
所掌事項 (根拠条文)				は、漁業法に定 する事項を処							域の		
職	的減場場の動物がある。	本県海面漁業を取り巻く環境は、非常に狭隘な海域において限られた漁場を集約的に利用し、隣接県とも相互に入り会いながら各種漁業を行っているが、水産資源の減少や魚価の低迷など大変厳しい状況が続き、漁業種類間の競合や入会操業を巡る漁場紛争などの問題が起こっている。これら様々な問題を解決するため、海区漁業調整委員会を運用して円滑に漁業調整を図り、隣接海区との入漁協定の締結や漁場の使用制限等の委員会指示発動などにより、水面の総合的利用と水産資源の適切な管理とを調和させ、持続的な漁業生産力の発展に努めており、その役割と使命はますます重要となっている。											
活動状況	会訓	会 議 開 催 会議以外の行事等 県議会対応 その他の活動											
(H21)		年4回※ 平均46分)	. —	海区委員会 会議・ブロック会	3回 議 1回						_		
	ア. 委 への イ. 隣	出席以外に 接海区(兵	も現均 庫県湖	おいて漁業者の 地で日常的に活 領戸内海海区、 国)開催してい	括動してい 香川海区	いる	0						
委員毎の		3	委員毎	の活動状況(平成21年	度)		〔季	員はH2	2. 6. 1瑪	在〕		
活動状況	区分	氏名		職業等	報酬月割 (カット後)		会議	行事 等	回数 (計)	日数 (計)	備考		
	会 長	奥野雄二	岡山県流	魚連会長	58,50	0	4	4	8	8			
	副会長	本田和士	日生町流	魚協組合長	50,40	0	4	3	7	7			
		横山満朋	邑久町流	魚協組合長	50,40	0	4	2	6	6			
		國屋良雄	胸上漁	協組合長	50,40	0	4	2	6	6			
		広田 均	牛窓町	魚協組合長	50,40	-+	4	3	7	7	公選		
		豊田安彦	朝日漁	協組合長 	50,40		4	3	7	7	公選		
		佐上 昇	児島漁		50,40		4	2	6	6	公選		
		荻野勘十		甫吹上漁協組合長	50,40		4	2	6	6	公選		
		白神信介		≢井漁協組合長 =	50,40	-+	4	2	6	6	公選		
		大崎満雄		魚協理事	50,40	-+	4	2	6	6	公選		
		平田晋也		協組合長	50,40		4	2	6	6	公選		
		大本十九		の浜漁協理事	50,40		4	2	6	6	公選		
		藤井重光		魚協組合長	50,40	-+	4	3	7	7	公選		
		大森礼子	弁護士	A to ナル ㅎ ㅇ ㅌ	50,40	-+	4	2	6	6			
1		奥野ミエ	尚出県流	魚協女性連会長	50,40	U	4	2	6	6			

主な行政

権限

(根拠条文)

- 1 知事からの諮問に対する答申
 - (1)免許内容の事前決定、漁場計画決定(漁業法11①)、漁場計画の変更(同11②)
 - (2)漁業権免許申請の審査、適格性優先順位の審査、漁業権を免許すべきでない 旨の答申(漁業法12·13⑤)
 - (3)地元地区又は関係地区内の漁協が漁業権の共有を請求したときの認可についての答申(漁業法14⑤)
 - (4)漁業権の分割又は変更の免許についての答申(漁業法22③)
 - (5) 定置漁業権又は区画漁業権の抵当権設定についての答申(漁業法24④)
 - (6) 定置漁業権又は区画漁業権の移転認可についての答申(漁業法24④)
 - (7) 漁業権免許の際の制限又は条件を付与するときの答申(漁業法34②)
 - (8)休業による漁業権の取消についての答申(漁業法37③)
 - (9) 都道府県漁業調整規則の制定、改廃についての答申(漁業法65⑦)
- 2 知事に対する意見具申等
 - (1)漁場計画を策定すべき旨の意見具申(漁業法11③)
 - (2) 漁業権を免許すべきでない旨の意見具申(漁業法13⑤)
 - (3) 免許後の漁業権に制限又は条件をつける必要があるときの申請(漁業法34③)
 - (4) 委員会の指示に従わない者に対する知事命令の申請(漁業法67④)
- 3 決定 (裁定・指示・認定)
 - (1)入漁権の設定等について当事者間の話し合いがうまくいかず、委員会に申請があったとき裁定を行う(漁業法45⑦)
 - (2)水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数の制限、漁場の使用制限その他必要な指示をすることができる(漁業法67①)
 - (3)公選委員が被選挙権を有しない場合はその職を失うが、被選挙権の有無については出席委員の3分の2以上の多数により決定する(漁業法97①)
- 4 所掌事項を処理するための報告徴収、調査・検査の実施等(漁業法116①②)

- ア 委員会の主な業務は、知事からの諮問に対する答申や委員会指示の発動など がある。
- イ 委員会指示とは、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を 適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整の ために必要があると認めるとき、随時・局所的に、関係者に対して措置するも のである。(漁業法67)

委員選任 要 件

(根拠条文)

- 1 公選委員の選挙権及び被選挙権は、海区に沿う市町村に住所又は事業場を有する者であつて、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するものが有する。(漁業法86①)
- 2 知事選任委員は、学識経験者及び海区内の公益代表者から選任する。(漁業法85 ③二)
- 3 欠格事由に該当する者(20歳未満の者/成年被後見人/禁錮以上の刑に処せられるの執行を終わるまでの者/禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者/公職にある間に犯した刑法等の罪の執行を終わり若しくはその執行を免除された日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者/公職選挙法違反で禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者)は、公選委員の選挙権及び被選挙権を有しない。(漁業法87①)
- 4 公職にある間に犯した刑法等の罪の執行を終わり又はその執行を免除された日から5年を経過した者は、当該5年を経過した日から5年間、公選委員の被選挙権を有しない。(漁業法87②)
- 5 選挙管理委員会の委員及び職員、投票管理者、開票管理者、選挙長並びに選挙 事務に関係のある地方公共団体の職員は、在職中、その関係区域内において、公選 委員の候補者となることができない。(漁業法87③)
- 6 裁判官、検察官、会計検査官、収税官吏、警察官及び公安委員会の委員は、在職中、公選委員の候補者となることができない。(漁業法87④)

委員選任 方 法 (根拠条文)

- 1 公選委員(9名)は、公職選挙法に基づく選挙による。(漁業法85③一、86①)
- 2 公選委員の選挙に関する事務は、都道府県の選挙管理委員会が管理する。(漁業 法88)
- 3 知事選任委員(6名:学識経験者4、公益代表者2)は、知事が選任する。(漁業法85 ③二)
- 4 会長は、委員が互選する。互選することができないときは、知事が知事選任委員の 中からこれを選任する。(漁業法85②)
- 5 会長の職務代理者は、あらかじめ委員が互選した者とする。(漁業法施行令3②)

委員に課 される義 務・制限 (根拠条文)

- 1 委員は、都道府県議会議員と兼ねることができない。(漁業法95)
- 2 委員は、正当な事由がなければ委員を辞職することができない。(漁業法96)
- 3 委員が被選挙権を有しない者であるとき(公職選挙法の規定に該当する場合を除く ほか、被選挙権の有無は出席委員の3分の2以上の多数により委員会が決定する) は、その職を失う。(漁業法97①)
- 4 委員が、県に対しその職務に関する請負をする者又はその支配人若しくは同一の 行為をする法人の取締役等に該当するとき(該当するかどうかは、公選委員にあって は出席員の3分の2の多数により委員会が決定し、知事選任委員にあっては知事が 決定する。)は、その職を失う。(漁業法97の2①、地自法180の5⑥)
- 5 選挙権を有する者は、その総数の3分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、都道府県の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。委員は解職の投票で過半数の同意があったときは、その職を失う。(漁業法99①④)
- 6 知事は、特別の事由があるときは、知事選任委員を解任することができる。(漁業法 100)
- 7 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事 にあずかることができない。(漁業法102)

その他

漁業調整委員会は、その処分又は裁決に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(漁業法135の3)

名 称	内水面	漁場管理委	員会 委員数	10名	③) 任	期		4年 ±132、98(D)			
設置目的	動植物この	の採捕及び法律の規定で	委員会は、当該都 増殖に関する事項 する海区漁業委員 員会が行う。(漁業	を処理する。 会の権限は	。(地自法	202の2	2⑤、漁	業法130)(3)			
職	害をはには漁様では、議・検証・発動	本県内水面漁業を取り巻く環境は、ブラックバスなどの外来魚やカワウ等による食害をはじめ、コイヘルペスウイルス病やアユ冷水病などの魚病、河川環境の悪化、さらには漁業者と遊漁者の漁場利用を巡るトラブルなど様々な課題を抱えている。これら様々な課題の解決に向けて、内水面漁場管理委員会を運用し、公益的な見地から協議・検討を行うとともに、遊漁規則の制定等への関与や内水面の増殖に係る委員会指示発動等により、持続的な内水面漁業の発展に努めており、その役割と使命はますます重要となっている。										
活動状況	会訓	義 開 催	会議以外の行	事等	県議会	対応	その	の他の流	舌動			
(H21)		委員会 年2回※ 全国会議・ブロック会議等1回 出席なし ※県からの諮問 (平均88分) 県内関連行事等 1回 依頼等を受けて 開催										
		の説明) 会出席のほ	か、全国会議等や	県内の関係	系式典へ(の出席領	等の公利	答がある	5.			
委員毎の 活動状況		委員毎の	活動状況(平成2	年度)	〔委	員はH22	2. 6. 1現	在〕				
活 勤状况	区分	氏名	職業等	報酬月額 (カット後)		行事	回数	日数	備考			
	会 長	戸田 博	新見市報道委員会委員長	37,80	0 2	2	4	4				
	副会長	和田弘敏	湯原漁協組合長	33,30	0 2	2	4	4				
		松浦泉	児島湾淡水漁協組合長	33,30	0 1	2	3	3				
		米本英男	吉井川漁協組合長	33,30	0 1	2	3	3				
		中田公人	高梁川漁協組合長	33,30	0 1	2	3	3				
		尾田正	元岡山県水産試験場長	33,30	0 2	1	3	3				
		藤井和佐	岡山大学大学院准教授	33,30	0 2	0	2	2				
		真鍋惠美	就実短期大学教授	33,30	0 2	0	2	2				
		岩本三枝子	がまかつファンクラブ所属	33,30	0 2	1	3	3				
		富松勇喬	岡山友水会所属	33,30	0 2	1	3	3				

主な行政

権限

(根拠条文)

- 1 知事からの諮問に対する答申
 - (1)免許内容の事前決定、漁場計画決定(漁業法11①)、漁場計画の変更(同11②)
 - (2)漁業権免許申請の審査、適格性優先順位の審査、漁業権を免許すべきでない 旨の答申(漁業法12·13⑤)
 - (3)地元地区又は関係地区内の漁協が漁業権の共有を請求したときの認可についての答申(漁業法14⑤)
 - (4)漁業権の分割又は変更の免許についての答申(漁業法22③)
 - (5) 定置漁業権又は区画漁業権の抵当権設定についての答申(漁業法24④)
 - (6) 定置漁業権又は区画漁業権の移転認可についての答申(漁業法24④)
 - (7) 漁業権免許の際の制限又は条件を付与するときの答申(漁業法34②)
 - (8)休業による漁業権の取消についての答申(漁業法37③)
 - (9) 都道府県漁業調整規則の制定、改廃についての答申(漁業法65⑦)
 - (10) 第5種共同漁業権者に対する増殖命令(漁業法128①)
 - (11) 遊漁規則の制定又は変更認可(漁業法129①③)
- 2 知事に対する意見具申等
 - (1) 漁場計画を策定すべき旨の意見具申(漁業法11③)
 - (2)漁業権を免許すべきでない旨の意見具申(漁業法13⑤)
 - (3)免許後の漁業権に制限又は条件をつける必要があるときの申請(漁業法34③)
 - (4) 委員会の指示に従わない者に対する知事命令の申請(漁業法67④)
- 3 決定 (裁定・指示・認定)
 - (1)入漁権の設定等について当事者間の話し合いがうまくいかず、委員会に申請が出されたとき(漁業法45⑦)
 - (2)水産動植物の採捕に関する制限、漁業者の数の制限、漁場の使用制限その他 必要な指示(漁業法67①)
 - (3) 公選委員が被選挙権を有しない場合はその職を失うが、被選挙権の有無については出席委員の3分の2以上によって決定する(漁業法97①)
- 4 所掌事項を処理するための報告徴収、調査・検査の実施等(漁業法116①②)

- ア 委員会の主な業務は、知事からの諮問に対する答申や委員会指示の発動などがある。
- イ 一般に河川、湖沼では、採捕者による乱獲によって資源が枯渇する恐れが非常に高いことから、漁業権者である漁協に増殖義務が課せられており、各漁協ごとの増殖数量を委員会において決定し、指示している。(漁業法67·130)

委員選任 都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる 者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学 要 件丨 識経験がある者の中から選任する。(漁業法1312) (根拠条文) 委員選任 | 1 委員選任要件を満たす者の中から知事が選任する。(漁業法131②) 2 会長は、委員が互選する。互選することができないときは、知事が委員の中から選 方 法 (根拠条文) 任する。(漁業法132、85②) 委員に課 ┃ 1 委員は、都道府県議会議員と兼ねることができない。(漁業法132、95) される義 2 委員は、正当な事由がなければ委員を辞職することができない。(漁業法132、96) 務・制限 | 3 委員が、県に対しその職務に関する請負をする者又はその支配人若しくは同一の 行為をする法人の取締役等に該当するとき(該当するかどうかは知事が決定する。) (根拠条文) は、その職を失う。(漁業法132、97の2①、地自法180の5⑥) 4 知事は、特別の事由があるときは、委員を解任することができる。(漁業法132、100) 5 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事 にあずかることができない。(漁業法132、102) 6 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教 行法6) その他 内水面漁場管理委員会は、その処分又は裁決に係る都道府県を被告とする抗告訴 訟について、当該都道府県を代表する。(漁業法135の3)